

# 水質規制のあらまし

令和7年4月

三 重 県

# 水質規制のあらまし

## 目 次

1	水質規制の体系	1
(1)	水質汚濁防止法	1
(2)	三重県生活環境の保全に関する条例	4
(3)	罰則	5
2	特定施設・指定施設	6
(1)	【法】特定施設	6
(2)	【条例】汚水に係る指定施設	16
3	濃度規制	17
(1)	有害物質に係る排水基準	17
(2)	生活環境項目に係る排水基準	19
(3)	県条例で定める上乗せ基準	21
(4)	三重県生活環境の保全に関する条例で定める基準	23
4	総量規制	24
(1)	指定水域	24
(2)	水質総量規制の考え方	24
5	構造等規制	25
(1)	対象となる施設、設備	25
(2)	構造、設備及び使用の方法の基準及び定期点検の方法	25
6	事故時の措置	30
7	水質等の測定・記録	31
8	公害防止管理者等	33
9	小規模事業場・未規制事業場	36
10	土壤汚染対策	37
(参考)		

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

# 1 水質規制の体系

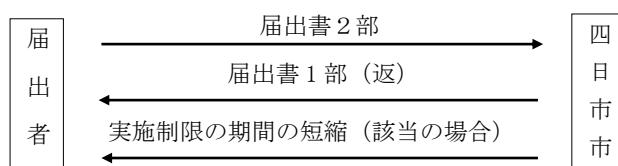
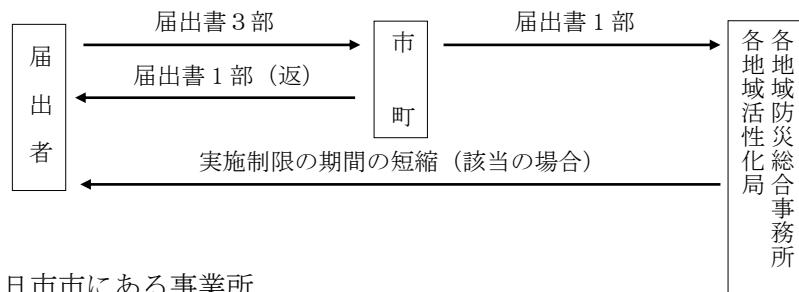
## (1) 水質汚濁防止法

### ○規制の体系

工場・事業場に、水質汚濁防止法に規定された特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする場合は、あらかじめ届出が必要です。

規制対象物質		規制対象事業場	設置者の義務	規制措置など
濃度規制	有害物質 カドミウム及びその化合物など、28項目	すべての工場・事業場	<ul style="list-style-type: none"><li>●設置届 工事着手60日前まで</li><li>●使用届 規制対象となった日から30日以内</li><li>●構造等の変更届 工事着手60日前まで</li><li>●氏名等変更届 変更後30日以内</li><li>●使用廃止届 廃止後30日以内</li><li>●承継届 地位承継後30日以内</li><li>●排水基準等の遵守</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>[届出]</li><li>●実施の制限</li><li>●計画変更命令等</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>[排水基準等]</li><li>●改善命令等</li></ul>
	生活環境項目 BOD（生物学的酸素要求量）など、15項目	1日あたりの平均的な排出水の量が50m <sup>3</sup> 以上の工場・事業場	<ul style="list-style-type: none"><li>●測定手法の届出</li><li>●排水基準等の遵守</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>[排水基準等]</li><li>●改善命令等</li></ul>
総量規制	COD（化学的酸素要求量）	指定地域（注）内の1日あたりの平均的な排出水の量が50m <sup>3</sup> 以上の工場・事業場	<ul style="list-style-type: none"><li>●測定手法の届出</li><li>●排水基準等の遵守</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>[排水基準等]</li><li>●改善命令等</li></ul>
	窒素含有量	(注：24ページ参照)	<ul style="list-style-type: none"><li>●設置届 工事着手60日前まで</li><li>●使用届 規制対象となった日から30日以内</li><li>●構造等の変更届 工事着手60日前まで</li><li>●氏名等変更届 変更後30日以内</li><li>●使用廃止届 廃止後30日以内</li><li>●承継届 地位承継後30日以内</li><li>●構造基準等の遵守</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>[届出]</li><li>●実施の制限</li><li>●計画変更命令等</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>[構造基準等]</li><li>●改善命令等</li></ul>
	りん含有量			
構造規制	有害物質	有害物質を使用する特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場・事業場	<ul style="list-style-type: none"><li>●設置届 工事着手60日前まで</li><li>●使用届 規制対象となった日から30日以内</li><li>●構造等の変更届 工事着手60日前まで</li><li>●氏名等変更届 変更後30日以内</li><li>●使用廃止届 廃止後30日以内</li><li>●承継届 地位承継後30日以内</li><li>●構造基準等の遵守</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>[届出]</li><li>●実施の制限</li><li>●計画変更命令等</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>[構造基準等]</li><li>●改善命令等</li></ul>

## ○届出書の処理の流れ



## ○濃度規制と総量規制

水質汚濁防止法に定める排出水の水質の規制には、濃度規制（排水基準）と総量規制の2種類があります。

### ・濃度規制（排水基準）……法第三条

濃度規制（排水基準）は、排出水の汚染状態の許容限度であり、人の健康の保護に係る項目（有害物質）と、生活環境の保全に係る項目があります。

人の健康の保護に関する項目は、特定施設を設置し公共用水域に排水を排出する工場・事業場（特定事業場）すべてが規制の対象となります。生活環境の保全に係る項目は、1日あたりの平均的な排水量が $50m^3$ 以上の特定事業場が規制の対象となります。

なお、排出水とは特定施設から排出される水だけを指すのではなく、生活排水、冷却水、雨水等も含み、工場・事業場から公共用水域に排出される水すべてを指します。（17ページ）

また、三重県では独自に小規模事業場等排水処理対策指導要領を定め、日平均排水量が $20m^3$ 以上 $50m^3$ 未満の特定事業場および日平均排水量が $50m^3$ 以上の未規制事業場にも排出水の基準値を設定しています。（36ページ）

### ・総量規制……法第四条の二

総量規制は、汚濁負荷を量によって規制するという考え方であり、濃度規制が遵守されても、排出水が大量である場合には結果的に汚濁物質量が多くなり、水質の悪化につながることから導入されました。規制対象項目は、C O D、窒素含有量、りん含有量の3項目であり、伊勢湾流域の、1日あたりの平均的な排水量が $50m^3$ 以上の特定事業場が規制の対象となります。

（24ページ）

## ○構造等規制

有害物質を使用、製造又は処理する特定施設（有害物質使用特定施設）および有害物質を含む液体を貯蔵する施設（有害物質貯蔵指定施設）は施設本体および付属する配管、排水溝等に構造等に関する基準が適用されます。 (25 ページ)

## 【参考】

### ○特定排出水

排出水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であつて、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいいます。

### ○環境基準

環境基準とは、水質保全行政の目標として公共用水域の水質について達成・維持することが望ましい基準として定められたものです。

環境基準には人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）とがあります。健康項目はすべての公共用水域について適用されますが、生活環境項目は河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ基準を定め、各公共用水域について水域類型の指定を行うことにより各水域の環境基準が示されます。

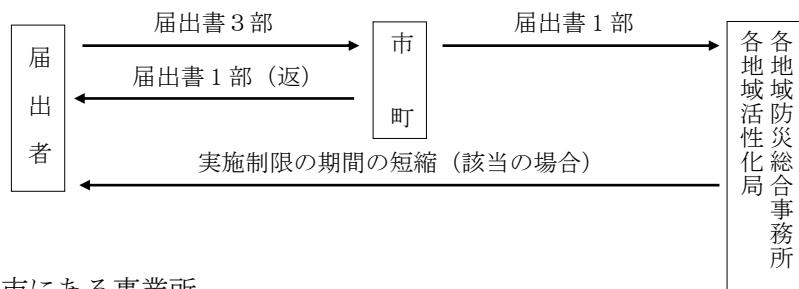
## (2) 三重県生活環境の保全に関する条例

### ○規制の体系

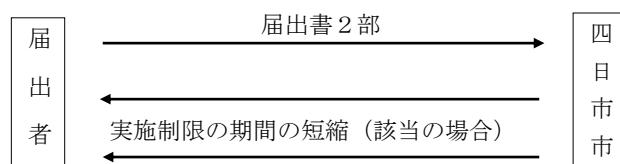
工場・事業場に、三重県生活環境の保全に関する条例に規定された汚水に係る指定施設を設置しようとする場合は、その排水量に関わらず届出が必要です。

規制対象物質	施設の種類	設 置 者 の 義 務	規制措置など
カドミウムその他の有害物質	汚水に係る指定施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●設置届 工事着手60日前まで</li> <li>●使用届 規制対象となった日から30日以内</li> <li>●構造等の変更届 工事着手60日前まで</li> <li>●氏名等変更届 変更後30日以内</li> <li>●使用廃止届 廃止後30日以内</li> <li>●承継届 地位承継後30日以内</li> <li>●水質等の測定・記録</li> <li>●排出基準等の遵守</li> </ul>	<p>[届出]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●実施の制限</li> <li>●計画変更命令等</li> </ul> <p>[排出基準等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●改善命令等</li> </ul>
BOD（生物化学的酸素要求量）など、水の汚染状態を示す項目			

### ○ 届出書の処理の流れ



※ 四日市市にある事業所



### (3) 罰則

水質汚濁防止法に定められた規定に違反した場合、罰則が課せられる場合があります。なお違反行為があった場合は、行為者が罰せられるだけでなく、会社組織にも罰金が課せられます。

主な法律違反の内容	罰則の内容
(第30条) ●計画変更命令、改善命令に違反した場合	●1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
(第31条) ●故意に排出基準に適合しない排出水を排出した場合	●6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
(第31条第2項) ●過失により排出基準に適合しない排出水を排出した場合	●3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金
(第32条) ●特定施設の設置の届出や、構造等の変更の届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合	●3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
(第33条) ●排出水の汚染状態や汚濁負荷量の測定や記録を怠ったり、虚偽の記録をした場合 ●有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設の点検や記録を怠ったり、虚偽の記録をした場合 ●立入検査を拒んだり、妨害した場合	●30万円以下の罰金

## 2 特定施設・指定施設

### (1) 特定施設

特定施設とは、工場又は事業場に設置される施設で、汚水又は廃液を排出するもののうち、その施設から排出される汚水等が水質の汚濁の原因となるもので、次の表に示す施設をいいます。

特定施設の種類（水質汚濁防止法施行令 別表第1）

番号	特 定 施 設
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が50m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。）
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湤煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湤煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設

番 号	特 定 施 設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	麵類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設

番号	特定施設
19	<p>紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ まゆ湯煮施設</li> <li>ロ 副蚕処理施設</li> <li>ハ 原料浸せき施設</li> <li>ニ 精練機及び精練そう</li> <li>ホ シルケット機</li> <li>ヘ 漂白機及び漂白そう</li> <li>ト 染色施設</li> <li>チ 薬液浸透施設</li> <li>リ のり抜き施設</li> </ul>
20	<p>洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 洗毛施設</li> <li>ロ 洗化炭施設</li> </ul>
21	<p>化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 湿式紡糸施設</li> <li>ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設</li> <li>ハ 原料回収施設</li> </ul>
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	<p>パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 湿式バーカー</li> <li>ロ 接着機洗浄施設</li> </ul>
22	<p>木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 湿式バーカー</li> <li>ロ 薬液浸透施設</li> </ul>
23	<p>パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料浸せき施設</li> <li>ロ 湿式バーカー</li> <li>ハ 碎木機</li> <li>ニ 蒸解施設</li> <li>ホ 蒸解廃液濃縮施設</li> <li>ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設</li> <li>ト 漂白施設</li> <li>チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）</li> <li>リ セロハン製膜施設</li> <li>ヌ 湿式繊維板成型施設</li> <li>ル 廃ガス洗浄施設</li> </ul>
23の2	<p>新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 自動式フィルム現像洗浄施設</li> <li>ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設</li> </ul>
24	<p>化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ろ過施設</li> <li>ロ 分離施設</li> <li>ハ 水洗式破碎施設</li> <li>ニ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ホ 湿式集じん施設</li> </ul>

番号	特定施設
25	削除
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設

番号	特定施設
3 3	<p>合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 縮合反応施設</li> <li>ロ 水洗施設</li> <li>ハ 遠心分離機</li> <li>ニ 静置分離器</li> <li>ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設</li> <li>ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設</li> <li>ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設</li> <li>チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設</li> <li>リ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ヌ 湿式集じん施設</li> </ul>
3 4	<p>合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ろ過施設</li> <li>ロ 脱水施設</li> <li>ハ 水洗施設</li> <li>ニ ラテックス濃縮施設</li> <li>ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</li> </ul>
3 5	<p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 蒸留施設</li> <li>ロ 分離施設</li> <li>ハ 廃ガス洗浄施設</li> </ul>
3 6	<p>合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 廃酸分離施設</li> <li>ロ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ハ 湿式集じん施設</li> </ul>
3 7	<p>前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 洗浄施設</li> <li>ロ 分離施設</li> <li>ハ ろ過施設</li> <li>ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設</li> <li>ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設</li> <li>ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</li> <li>ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設</li> <li>チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設</li> <li>リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設</li> <li>ヌ シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</li> <li>ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設</li> <li>ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設</li> <li>ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器</li> <li>カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設</li> <li>ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設</li> <li>タ 廃ガス洗浄施設</li> </ul>

番 号	特 定 施 設
3 8	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
3 8 の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1・4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
3 9	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
4 0	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
4 1	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
4 2	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
4 3	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
4 4	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
4 5	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
4 6	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
4 7	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（有害物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
4 8	火薬製造業の用に供する洗浄施設
4 9	農薬製造業の用に供する混合施設
5 0	有害物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
5 1	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設

番号	特定施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設

番号	特定施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの净水能力が1日当たり10,000m <sup>3</sup> 未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めつき施設
66の2	エチレンオキサイド又は1・4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66の3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
66の4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設 (業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500 m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。)
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 (総床面積が360m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。)
66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設 (総床面積が420m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。)
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設 (総床面積630m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。)
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設 (総床面積が1,500m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗濯業の用に供する洗浄施設

番号	特定施設
6 8	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
6 8 の 2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
6 9	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
6 9 の 2	卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
7 0	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）
7 0 の 2	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
7 1	自動式車両洗浄施設
7 1 の 2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設 (注) 7 1 の 2 に係る總理府令で定める事業場 (1) 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く） (2) 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く） (3) 学術研究（人文科学のみに係るものを除く）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（1, 2に該当するものを除く） (4) 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 (5) 保健所 (6) 検疫所 (7) 動物検疫所 (8) 植物検疫所 (9) 家畜保健衛生所 (10) 検査業に属する事業場 (11) 商品検査業に属する事業場 (12) 臨床検査業に属する事業場 (13) 犯罪鑑識施設

番号	特 定 施 設
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するものをいう。）である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設 (前各号に該当するものを除く。)
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設 (前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設 (前2号に掲げるものを除く。)

（水質汚濁防止法第2条第3項）

指定地域特定施設	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽 (水質総量規制に係る指定地域（三重県においては伊勢湾の流域）に設置されるものに限る。)
----------	---

## (2) 三重県生活環境の保全に関する条例による汚水に係る指定施設

汚水に係る指定施設の種類（条例施行規則第7条 別表第4）

番号	汚水に係る指定施設	規制対象規模
1	鉄道業の用に供する車輌整備施設	-
2	家具製造業の用に供する塗装水洗ブース施設	-

### （注）特定施設・指定施設に関する事項

特定施設・指定施設のうち、単に施設名のみが記載してある場合は、業種、目的を問わずすべてが該当します。

○○の用に供する、あるいは、○○に用いるとある場合は、業種は問いませんが当該目的に使用するものが該当します。

○○業の用に供するとある場合は、当該業務に用いられるものが該当しますが、工場等の主な業務だけでなく、主な業務の一環として行う業務が該当する場合も含みます。（例えば、パルプ製造工場においてカ性ソーダ製造のための電解施設を有するときは、当該工場はパルプ製造業と同時に水銀電解法によるカ性ソーダ製造業にも該当し、令別表第一の第二十三号の施設だけではなく、第二十五号の施設も有することになります。）

### 3 濃度規制

#### (1) 有害物質に係る排水基準（国の定める全国一律基準）

排水基準を定める省令 別表第1

項目	単位	最大 (許容限度)	備考
カドミウム及びその化合物	(カドミウム) mg/l	0.03	
シアン化合物	(シアン) mg/l	1	
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	mg/l	1	
鉛及びその化合物	(鉛) mg/l	0.1	
六価クロム化合物	(六価クロム) mg/l	0.2	4
ひ素及びその化合物	(ひ素) mg/l	0.1	2
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(水銀) mg/l	0.005	
アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと	1
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/l	0.003	
トリクロロエチレン	mg/l	0.1	
テトラクロロエチレン	mg/l	0.1	
ジクロロメタン	mg/l	0.2	
四塩化炭素	mg/l	0.02	
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02	
チウラム	mg/l	0.06	
シマジン	mg/l	0.03	
チオベンカルブ	mg/l	0.2	
ベンゼン	mg/l	0.1	
セレン及びその化合物	(セレン) mg/l	0.1	4
ほう素及びその化合物	(ほう素) mg/l	海域以外 10 海域 230	4
ふつ素及びその化合物	(ふつ素) mg/l	海域以外 8 海域 15	4
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(窒素) mg/l	100	3、4
1,4-ジオキサン	mg/l	0.5	4

#### 備考

- 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法により排出水の汚染状態を検査した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいいます。
- ひ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現に湧出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しません。
- 1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。
- 業種により暫定排水基準があります。

有害物質の地下水浸透基準（水質汚濁防止法第十二条の三、施行規則第六条の二）

項目	単位	最大（許容限度）	検出限界	備考
カドミウム及びその化合物	(カドミウム) mg/l	検出されないこと	0.001	
シアン化合物	(シアン) mg/l	検出されないこと	0.1	
有機りん化合物（パチオ、メルバチオ、メルジメン及びEPNに限る。）	mg/l	検出されないこと	0.1	
鉛及びその化合物	(鉛) mg/l	検出されないこと	0.005	
六価クロム化合物	(六価クロム) mg/l	検出されないこと	0.01	
ひ素及びその化合物	(ひ素) mg/l	検出されないこと	0.005	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(水銀) mg/l	検出されないこと	0.0005	
アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと	0.0005	
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/l	検出されないこと	0.0005	
トリクロロエチレン	mg/l	検出されないこと	0.002	
テトラクロロエチレン	mg/l	検出されないこと	0.0005	
ジクロロメタン	mg/l	検出されないこと	0.002	
四塩化炭素	mg/l	検出されないこと	0.0002	
1, 2-ジクロロエタン	mg/l	検出されないこと	0.0004	
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	検出されないこと	0.002	
1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	検出されないこと	シス体 0.004 トランス体 0.004	
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	検出されないこと	0.0005	
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	検出されないこと	0.0006	
1, 3-ジクロロプロパン	mg/l	検出されないこと	0.0002	
チウラム	mg/l	検出されないこと	0.0006	
シマジン	mg/l	検出されないこと	0.0003	
チオベンカルブ	mg/l	検出されないこと	0.002	
ベンゼン	mg/l	検出されないこと	0.001	
セレン及びその化合物	(セレン) mg/l	検出されないこと	0.002	
ほう素及びその化合物	(ほう素) mg/l	検出されないこと	0.2	
ふつ素及びその化合物	(ふつ素) mg/l	検出されないこと	0.2	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(窒素) mg/l	検出されないこと	アンモニア性窒素 0.7 亜硝酸性窒素 0.2 硝酸性窒素 0.2	2
塩化ビニルモノマー	mg/l	検出されないこと	0.0002	
1, 4-ジオキサン	mg/l	検出されないこと	0.005	

備考

- 「検出されないこと。」とは、水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める方法により、特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検査した場合において、その結果が当該検定方法の検出限界を下回ることをいいます。
- （検出限界）アンモニアまたはアンモニウム化合物にあっては、アンモニア性窒素 0.7mg/l、亜硝酸化合物にあっては、亜硝酸性窒素 0.2mg/l、硝酸化合物にあっては、硝酸性窒素 0.2mg/l

## (2) 生活環境項目に係る排水基準（国の定める全国一律基準）

排水基準を定める省令 別表第2

項目	単位	最大 (許容限度)	日間平均 (許容限度)	備考
pH (水素イオン濃度) 但し、海域以外の公共用水域に排出されるもの		5.8以上 8.6以下	-	3、4
pH (水素イオン濃度) 但し、海域に排出されるもの		5.0以上 9.0以下	-	3、4
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg/l	160	120	5
COD (化学的酸素要求量)	mg/l	160	120	5
SS (浮遊物質量)	mg/l	200	150	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/l	5	-	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/l	30	-	
フェノール類含有量	mg/l	5	-	
銅含有量	mg/l	3	-	4
亜鉛含有量	mg/l	2	-	4、8
溶解性鉄含有量	mg/l	10	-	3、4
溶解性マンガン含有量	mg/l	10	-	4
クロム含有量	mg/l	2	-	4
大腸菌数	CFU/mL	-	800	
窒素含有量	mg/l	120	60	6、8
りん含有量	mg/l	16	8	7、8

### 備考

- 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものです。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排出水について適用します。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しません。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しません。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用します。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000mgを越えるものを含む。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用します。
- 7 りん含有量についての排水基準は、りんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000mgを越えるものを含む。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用します。
- 8 業種により暫定排水基準があります。

排水窒素含有量・りん含有量の排水基準が適用される海域・湖沼（19 ページ 備考 6、7）

		窒素含有量	りん含有量
適用される海域	伊勢湾（大王崎以北の市町）	○	○
	英虞湾（志摩市）	○	○
	五ヶ所湾（南伊勢町）	○	○
	贊湾（南伊勢町）	○	○
	神前湾（南伊勢町）	○	○
	尾鷲湾（尾鷲市、紀北町）	○	○
	賀田湾（尾鷲市）	○	○
	新鹿湾（熊野市）	○	○
	瀬戸内海（伊賀市、名張市他）	○	○
適用される湖沼	安濃ダム貯水池＜錫杖湖＞（津市）		○
	横山池（津市）		○
	風早池（津市）		○
	君ヶ野ダム貯水池（津市）	○	○
	五桂池（多気町）		○
	蓮ダム貯水池＜奥香肌湖＞（松阪市）		○
	宮川ダム貯水池＜宮川貯水池＞（大台町）		○
	青蓮寺ダム貯水池＜青蓮寺湖＞（名張市）		○
	西米の川ダム貯水池（伊賀市）		○
	田代池（伊賀市）		○
	大洞ダム貯水池（志摩市）		○
	奥山ダム貯水池（志摩市）		○
	神路ダム貯水池（志摩市）	○	○
	白石湖（紀北町）		○
	七色ダム貯水池＜七色貯水池＞（熊野市）		○
	高山ダム貯水池＜月ヶ瀬湖＞（名張市、他）		○
	片田ダム貯水池（津市）		○
	加佐登ダム貯水池（鈴鹿市）		○
	比奈知ダム貯水池（名張市）		○
	中里ダム貯水池（いなべ市）		○
	菰野ダム貯水池（菰野町）		○
	宮川調整池＜福王湖＞（菰野町）	○	○
	三瀬谷ダム貯水池（大台町）		○
	滝川ダム貯水池（伊賀市）		○

### (3) 県条例で定める上乗せ基準

県条例：大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例

第一種水域（新設の特定事業場については四日市・鈴鹿水域の第二種水域を含む）

		新設（昭和47年1月1日以後に設置）の特定事業場			新設以外の特定事業場	
適用排水量（1日当たりの平均的な排出水量）		50m <sup>3</sup> 以上 (ノルマルヘキサン抽出物質含有量については400m <sup>3</sup> 以上)			400m <sup>3</sup> 以上	
項目	業種	最大 (許容限度)	日間平均 (許容限度)	備考	最大 (許容限度)	日間平均 (許容限度)
pH（水素イオン濃度）但し、海域に排出されるもの		5.8以上 8.6以下	-		-	-
BOD（生物化学的酸素要求量） (mg/l)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130	100		130	100
	2. 毛紡績業（洗毛を行うものに限る）	-	-		120	90
	3. 全業種（1及び2の業種を除く）	25	20		65	50
COD（化学的酸素要求量） (mg/l)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130	100		-	-
	2. 全業種（1の業種を除く）	25	20		-	-
SS（浮遊物質量） (mg/l)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130	100		130	100
	2. 全業種（1の業種を除く）	90	70		90	70
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）(mg/l)		-	1	6	-	1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）(mg/l)		-	10	6	-	-
フェノール類含有量(mg/l)		1	-		1	-
銅含有量(mg/l)		1	-		1	-

第二種水域（新設の特定事業場については四日市・鈴鹿水域の第二種水域を除く）

		新設（昭和47年1月1日以後に設置）の特定事業場			新設以外の特定事業場	
適用排水量（1日当たりの平均的な排出水量）		50m <sup>3</sup> 以上 (ノルマルヘキサン抽出物質含有量については400m <sup>3</sup> 以上)			400m <sup>3</sup> 以上	
項目	業種	最大 (許容限度)	日間平均 (許容限度)	備考	最大 (許容限度)	日間平均 (許容限度)
pH（水素イオン濃度）但し、海域に排出されるもの		5.8以上 8.6以下	-		5.8以上 8.6以下	-
BOD（生物化学的酸素要求量） (mg/l)	1. コーンスターチ製造業及び植物油脂製造業	75	55		75	55
	2. 全業種（1の業種、パルプ又は紙加工業及び石油精製業を除く）	130	100		130	100
COD（化学的酸素要求量） (mg/l)	1. コーンスターチ製造業、グリセリン酸ソーダ製造業及び植物油脂製造業	75	55		75	55
	2. 全業種（1の業種、パルプ又は紙加工業及び石油精製業を除く）	130	100		130	100
SS（浮遊物質量） (mg/l)	1. コーンスターチ製造業、グリセリン酸ソーダ製造業及び植物油脂製造業、石油化学工業（石油精製業及び熱硬化性樹脂製造業を除く）	140	110		140	110
	2. 熱硬化性樹脂製造業	110	90		110	90
	3. 化学工業（石油化学工業を除く）	180	140		180	140
	4. 全業種（1.2. 及び3の業種、毛紡績業（洗毛を行うものに限る）、石油精製業ならびにパルプまたは紙加工業を除く）	130	100		130	100
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） (mg/l)	石油化学工業（潤滑油製造業を除く）	-	-		-	1
	石油化学工業	-	1	6	-	-
フェノール類含有量(mg/l)		1	-		1	-
銅含有量(mg/l)		1	-		1	-

## 天白川水域

		新設（昭和47年1月1日以後に設置）の特定事業場			新設以外の特定事業場	
適用排水量（1日当たりの平均的な排出水量）		50m <sup>3</sup> 以上 (ノルマルヘキサン抽出物質含有量については400m <sup>3</sup> 以上)			400m <sup>3</sup> 以上	
項目 業種		最大 (許容限度)	日間平均 (許容限度)	備考	最大 (許容限度)	日間平均 (許容限度)
BOD (生物化学的酸素要求量) (mg/l)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130	100		-	-
	2. 全業種（1の業種を除く）	25	20		25	20
SS (浮遊物質量) (mg/l)	1. 畜産農業及び畜産サービス業	130	100		-	-
	2. 全業種（1の業種を除く）	90	70		90	70
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） (mg/l)	石油化学工業（潤滑油製造業を除く）	-	-		-	1
	全業種	-	1	6	-	-
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量） (mg/l)		-	10	6	-	-
フェノール類含有量 (mg/l)		1	-		1	-
銅含有量 (mg/l)		1	-		1	-

### 備考

- 「第一種水域」とは、次に掲げる河川（その支派川を含む。）及びこれに接続し、流入する水路の水域を言います  
 木曾川（桑名市上水道水源地から上流の区域）  
 員弁川（朝日町上水道繩生水源地から上流の区域）  
 朝明川（四日市市上水道朝明水源地から上流の区域）  
 三滝川（四日市市上水道三滝水源地から上流の区域）  
 内部川（四日市市上水道内部水源地から上流の区域）  
 鈴鹿川本川（四日市市上水道河原田水源地から上流の区域）  
 鈴鹿川派川（四日市市上水道楠水源地から上流の区域）  
 安濃川（津市簡易水道曾根水源地から上流の区域）  
 雲出川（津市上水道三雲水源地から上流の区域）  
 阪内川（松阪市大足簡易水道水源地から上流の区域）  
 榆田川（松阪市上水道安楽水源地から上流の区域）  
 祢川（明和町養川簡易水道水源地から上流の区域）  
 笹笛川（明和町根倉簡易水道水源地から上流の区域）  
 大堀川（明和町山大淀簡易水道水源地から上流の区域）  
 宮川（伊勢市上水道宮川水源地から上流の区域）  
 加茂川（鳥羽市上水道水源地から上流の区域）  
 追子川（志摩市上水道追子水源地から上流の区域）  
 桧山路川（志摩市上水道桧山路水源地から上流の区域）  
 南張川（志摩市上水道南張水源地から上流の区域）  
 （※下線：廃止水源（平成22年8月現在））
- 「第二種水域」とは、第一種水域に属さない公共用水域（天白川水域を除く。）をいいます。
- 「四日市・鈴鹿水域」とは、員弁川河口左岸から四日市市を経て中の川河口右岸に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域（天白川水域を除く）をいいます。
- 「天白川水域」とは、天白川（支派川を含む）及びこれに接続し、流入する水路の水域をいいます。
- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものです。
- この表に掲げる新設の特定事業場に関する排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である特定事業場に係る排出水について適用します。ただし、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量及び動物植物油脂類含有量）についての排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が400m<sup>3</sup>以上である特定事業場に係る排出水について適用します。
- この表に掲げる新設以外の特定事業場に関する排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が、400m<sup>3</sup>以上である特定事業場に係る排出水について適用します。
- この表の数値は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとします。

#### (4) 三重県生活環境の保全に関する条例で定める基準

この基準は「汚水に係る指定施設」(16ページ)を設置している工場・事業場に対し適用されます。

条例施行規則 別表第10 (有害物質)

有害物質の種類	排出基準	
カドミウム及びその化合物	(カドミウム) mg/l	0.1
シアン化合物	(シアン) mg/l	1
有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	mg/l	1
鉛及びその化合物	(鉛) mg/l	1
六価クロム化合物	(六価クロム) mg/l	0.5
ひ素及びその化合物	(ひ素) mg/l	0.5
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(水銀) mg/l	0.005
アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/l	0.003

##### 備考

- この表に掲げる排出基準は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)により検定した場合における検出値によるものとします。
- この表中「検出されないこと」とは、1に掲げる検定方法により水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいいます。

条例施行規則 別表第11 (水の汚染状態を示す項目)

生活環境項目	排出基準	
pH (水素イオン濃度)		5.8以上8.6以下
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg/l	160(日間平均120)
COD (化学的酸素要求量)	mg/l	160(日間平均120)
SS (浮遊物質量)	mg/l	200(日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/l	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/l	30
フェノール類含有量	mg/l	5
銅含有量	mg/l	3
亜鉛含有量	mg/l	5
溶解性鉄含有量	mg/l	10
溶解性マンガン含有量	mg/l	10
クロム含有量	mg/l	2
ふつ素含有量	mg/l	15
大腸菌数	CFU/mL	日間平均 800

##### 備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の汚水の平均的な汚染状態について定めたものです。
- この表に掲げる排出基準は、1日あたりの平均的な汚水の量が50m<sup>3</sup> (鉄道業にあっては30m<sup>3</sup>) 以上である工場等に係る汚水について適用します。
- 生物化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される汚水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼に排出される汚水に限って適用します。

## 4 総量規制

### (1) 指定水域

東京湾や伊勢湾、瀬戸内海といった広域的な閉鎖性水域では、大都市や大工業都市から大量の生活排水や産業排水が流入するうえ、外洋との水の交換が悪く、汚濁物質が滞留しやすいために水質が悪化する状況にあったため、総量規制の制度が導入されました。

総量規制は、1日あたりの平均的な排出水量が $50\text{ m}^3$ 以上であり、排水を伊勢湾に直接排出するか、伊勢湾に流入する河川・水路に排出する特定事業場が規制の対象となります。県内の規制対象区域は、次の表に示すとおりです。

指定地域（水質汚濁防止法施行令 別表第二）

三重県の区域のうち、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、久居市、桑名郡、員弁郡、三重郡、鈴鹿郡、安芸郡、一志郡（美杉村太郎生を除く。）、飯南郡、多気郡、度会郡（南勢町、南島町及び紀勢町錦を除く。）、志摩郡大王町（波切（字寺田、字丸田、字大井、字田神、字老、字砦、字葉直、字経塚、字宝門、字天白、字今崎、字西ノ岡、字谷奥、字西村、字中村、字小路町、字須場、字石干谷、字小山、字城山及び字天満に限る。）、名田及び畔名に限る。）、同郡阿児町（志島、甲賀（字座場、字鴨だら、字鶴ヶ岡及び字大鹿谷を除く。）、国府（字南草を除く。）及び安乗に限る。）及び同郡磯部町の区域。

（備考）この表に掲げる区域は、平成13年6月1日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

### (2) 水質総量規制の考え方

総量規制の規制対象項目は、COD、窒素含有量、りん含有量の3項目です。

これらの基準値（排出が許容される汚濁負荷量）は、三重県告示で定める業種区分ごとの排水の濃度（C値）に、工場・事業場の届出最大特定排出水量（Q値）を掛けて求めた値（L値）となり、項目ごとにkg（キログラム）で表されます。

なお、特定排出水とは、工場・事業場から公共用水域に排出される水すべてから、雨水などの事業活動に伴わない排水、間接冷却水などの排出しても汚濁負荷量が増加しない排水を除いたものを指します。

総理府令における総量規制基準の算式

$$L = C \times Q \times 10^{-3}$$

L：排出が許容される汚濁負荷量（kg/日）

C：都道府県知事が業種ごとに定める一定の値（mg/l）

Q：特定排出水の量（m<sup>3</sup>/日）

## 5. 構造等に関する基準

### (1) 対象となる施設、設備

有害物質を使用、製造又は処理する特定施設（有害物質使用特定施設）および有害物質を含む液体を貯蔵する施設（有害物質貯蔵指定施設）の施設本体、施設の設置場所の床面及び周囲、施設本体に付帯する配管、排水溝が対象となります。

### (2) 構造、設備及び使用の方法に関する基準及び定期点検の方法

A基準（平成24年6月1日以降に新設される施設に適用。）

	施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
床面及び周囲 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>○床面は、不浸透材料を有する構造とし、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</li> <li>○防液堤等が設置されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</li> </ul>	1回/年 以上
施設本体	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無</li> <li>○有害物質を含む水の漏えいの有無</li> </ul>	1回/年 以上
地上配管	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要な強度を有すること。</li> <li>○容易に劣化するおそれのないものであること。</li> <li>○腐食を防止するための措置が講じられていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○亀裂、損傷その他の異常の有無</li> <li>○有害物質を含む水の漏えいの有無</li> </ul>	1回/年 以上
地下配管 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。</li> </ul>		
排水溝等 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>○トレンチの中に設置されていること。</li> <li>○トレンチの底面及び側面は、不浸透性を有する材料によることとし、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無</li> <li>○配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</li> <li>○トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</li> </ul>	1回/年 以上
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要な強度を有すること。</li> <li>○容易に劣化するおそれのないものであること。</li> <li>○腐食を防止するための措置が講じられていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方針による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</li> </ul>	1回/年 以上 ①、②、③
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要な強度を有すること。</li> <li>○容易に劣化するおそれのないものであること。</li> <li>○必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</li> </ul>	1回/年 以上 ②

	施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
★ 地下貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質とすること。</li> <li>○腐食を防止するための措置が講じられていること。</li> <li>○内部の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上 の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</li> </ul>	1回/年 以上 ①、②、③
使用の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。</li> <li>○有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認など施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。</li> <li>○有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止するとともに、漏えいした有害物質を含む水を回収すること。</li> <li>○使用の方法、使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が定められていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管理要領からの逸脱及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無</li> </ul>	1回/年 以上

★を記載した設備は表に示す基準と同等以上の効果を有する措置を講じることで基準を満たすことができます。この場合は、当該措置に応じた内容、頻度で点検を行うこととなります。

**B基準（平成24年5月31日以前に設置されている既設の施設および設備について、A基準に適合しない部分に適用されます。）**

施設の構造又は当該施設の設備		点検を行う事項	点検の回数
床面及び周囲	【施設本体が床面に接して設置されている場合】 ○施設本体の下部以外の床面及び周囲についてA基準に適合すること。 ○漏えい等検知装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。	○ひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1回/年 以上
	【施設本体が床面から離して設置されている場合】 ○施設本体の下部以外の床面及び周囲についてA基準に適合すること。		
施設本体	—	○ひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無 ○有害物質を含む水の漏えい等の有無	1回/年 以上 1回/月 以上 ④
地上配管	○有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。	○配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ○配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1回/6月 以上
地下配管 ★	○トレンチの中に設置されていること。	○亀裂、損傷その他の異常の有無 ○有害物質を含む水の漏えいの有無 ○ひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1回/6月 以上
	○漏えい検知装置などにより有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること	○有害物質を含む水の漏えい等の有無	1回/月 以上 ②
排水溝等 ★	○漏えい検知装置などにより有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。	○ひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1回/6月以上
		○有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1回/月 以上 ②
地下貯蔵施設 ★	○新規則第八条の六第一号ハに適合すること。 ○漏えい検知装置などにより有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること	○有害物質を含む水の漏えい等の有無	1回/月 以上 ②
	○新規則第八条の六第一号ハに適合すること。 ○有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。	○内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方針による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1回/年 以上 ③

	施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
使用の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。</li> <li>○有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認など施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。</li> <li>○有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止するとともに、漏えいした有害物質を含む水を回収すること。</li> <li>○使用の方法、使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が定められていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管理要領からの逸脱及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無</li> </ul>	1回/年 以上

★を記載した設備は表に示す基準と同等以上の効果を有する措置を講じることで基準を満たすことができます。この場合は、当該措置に応じた内容、頻度で点検を行うこととなります。

C基準（平成24年5月31日以前に設置され、A基準及びB基準に適合しない既設の施設の設備に適用。平成27年5月31日まで定期点検の義務のみ適用されます。平成27年5月31日以降はA基準又はB基準に適合させなければなりません。）

施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
床面及び周囲	○ひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1回/月以上
施設本体	○ひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ○有害物質を含む水の漏えいの有無	1回/月以上
地上配管	○亀裂、損傷その他の異常の有無	1回/6月以上
	○有害物質を含む水の漏えいの有無	
地下配管	○内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1回/年以上 ③
排水溝等	○ひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1回/月以上 ⑤
	○内部の水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1回/年以上 ③
地下貯蔵施設	○内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1回/年以上 ③

## 備考

- 1 「防液堤等」とは、防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿またはこれらの同等以上の機能を有する装置をいいます。
- 2 「配管等」とは、有害物質使用特定施設又は有害物資貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備をいいます。
- 3 「排水溝等」とは、有害物質使用特定施設又は有害物資貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水まく及び排水ポンプ等の排水設備をいいます。
- 4 点検の回数について、①~⑤を記した項目は次のとおりです。
  - ① 消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していない物である場合は1回/3年
  - ② 漏洩等検知設備を適切な位置に設け、1回/月【有害物質の濃度測定によって確認を行う場合は1回/3月】以上漏洩の有無を点検する場合は1回/3年
  - ③ 配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認以外の方法による場合は、当該方法に応じた適切な回数
  - ④ 目視又は漏えい等検知装置の適切な配置以外の方法による場合は、当該方法に応じた適切な回数
  - ⑤ 目視以外の方法による場合は、当該方法に応じた適切な回数
- 5 点検により施設等の異常や有害物質を含む水の漏えい等が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講じる必要があります。

## 6 事故時の措置

特定事業場の設置者は、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、または地下に浸透したことにより人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、ただちに、その事故の応急措置を講じ、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を三重県知事（四日市市内においては四日市市長）に届け出なければなりません。

指定事業場の設置者、貯油事業場等の設置者についても同様の規定があります。

（水質汚濁防止法 第14条の2第1項、第2項、第3項）

注) 指定事業場：有害物質を貯蔵または使用する施設や指定物質を製造、施設、貯蔵、使用、または処理する施設（指定施設）を設置する工場または事業場をいいます。

貯油事業場等：原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油を貯蔵する施設やこれらの油を含む水を処理する油水分離施設を設置する工場または事業場をいいます。

※指定物質（水質汚濁防止法施行令 第3条の3）

名称	名称	名称
ホルムアルデヒド	硫酸ジメチル	アラニカルブ
ヒドラジン	クロルピクリン	クロルデン
ヒドロキシルアミン	ジクロルボス(DDVP)	臭素
過酸化水素	オキシデプロホス(ESP)	アルミニウム及びその化合物
塩化水素	トルエン	ニツケル及びその化合物
水酸化ナトリウム	エピクロロヒドリン	モリブデン及びその化合物
アクリロニトリル	スチレン	アンチモン及びその化合物
水酸化カリウム	キシレン	塩素酸及びその塩
アクリルアミド	パラ-ジクロロベンゼン	臭素酸及びその塩
アクリル酸	フェノブカルブ(BPMC)	クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く。)
次亜塩素酸ナトリウム	プロピザミド	マンガン及びその化合物
二硫化炭素	クロロタロニル(TPN)	鉄及びその化合物
酢酸エチル	フェニトロチオン(MEP)	銅及びその化合物
メチル-タ-シヤリ-ブチルエーテル(MTBE)	イプロベンホス(IPB)	亜鉛及びその化合物
硫酸	イソプロチオラン	フェノール類及びその塩類
ホスゲン	ダイアジノン	ヘキサメチレンテトラミン
1,2-ジクロロプロパン	イソキサチオン	アニリン
クロルスルホン酸	クロルニトロフエン(CNP)	PFOA及びその塩
塩化チオニル	クロルピリホス	PFOS及びその塩
クロロホルム	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

## 7 水質等の測定・記録

### (1) 排出水の水質等の記録

特定施設からの排水の排出者は、当該排出水または特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、3年間保存しなければなりません。

また、総量規制基準が適用される特定事業場の場合は、あらかじめ、「汚濁負荷量の測定手法」を三重県知事に届け出たうえ、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、3年間保存しなければなりません。

水質汚濁防止法による水質等の測定

区分	測定項目	対象	測定頻度	備考
排出水	有害物質 生活環境項目	日平均排水量が 400m <sup>3</sup> 以上の特定事業場	1か月を超えない期間ごとに1回以上	1
	有害物質 生活環境項目	日平均排水量が 50m <sup>3</sup> 以上 400 m <sup>3</sup> 未満の特定事業場	2か月を超えない期間ごとに1回以上	1
	有害物質	日平均排水量が 50 m <sup>3</sup> 未満であり、有害物質を排出するおそれがある特定事業場	6か月を超えない期間ごとに1回以上	1
	COD	日平均排水量が 50m <sup>3</sup> 未満の特定事業場	1年に1回以上	2
特定地下 浸透水	有害物質	一日あたりの平均的な特定地下浸透水の量が 400m <sup>3</sup> 以上の有害物質使用特定事業場	1か月を超えない期間ごとに1回以上	1
		一日あたりの平均的な特定地下浸透水の量が 50m <sup>3</sup> 以上 400 m <sup>3</sup> 未満の有害物質使用特定事業場	2か月を超えない期間ごとに1回以上	1
		一日あたりの平均的な特定地下浸透水の量が 50 m <sup>3</sup> 未満の有害物質使用特定事業場	6か月を超えない期間ごとに1回以上	1
総量規制	COD 窒素含有量 りん含有量	日平均排水量が 400m <sup>3</sup> 以上の特定事業場	排水の期間中毎日	3
		日平均排水量が 200m <sup>3</sup> 以上 400m <sup>3</sup> 未満の特定事業場	7日を超えない排水の期間ごとに1回以上	3
		日平均排水量が 100m <sup>3</sup> 以上 200m <sup>3</sup> 未満の特定事業場	14日を超えない排水の期間ごとに1回以上	3
		日平均排水量が 50m <sup>3</sup> 以上 100m <sup>3</sup> 未満の特定事業場	30日を超えない排水の期間ごとに1回以上	3
	排水量	日平均排水量が 50m <sup>3</sup> 以上の特定事業場	含有量の測定頻度と同じ	3

#### 備考

- 1 水質汚濁防止法第14条第1項に基づく排出水又は特定地下浸透水の汚染状態の自主測定について（平成25年3月28日 環境生活部長通知）
- 2 小規模事業場等排水処理対策指導要領
- 3 水質汚濁防止法施行規則第9条の2

## (2) 施設の構造又は施設の設備に関する点検等の記録

構造等規制の適用される特定事業場又は指定事業場の設置者は、定期点検の記録を3年間保存しなければなりません。

定期点検以外で施設の異常や有害物質を含む水の漏洩などが確認された場合も同様に記録及び保存が必要です。

点検等の区分	記録する必要がある事項
定期点検	<ol style="list-style-type: none"><li>1 点検を行つた有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設</li><li>2 点検年月日</li><li>3 点検の方法及び結果</li><li>4 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名</li><li>5 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容</li></ol>
定期点検以外	<ol style="list-style-type: none"><li>1 異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設</li><li>2 異常等を確認した年月日</li><li>3 異常等の内容</li><li>4 異常等を確認した者の氏名</li><li>5 補修その他の講じた措置の内容</li></ol>

## 8 公害防止管理者等

昭和40年代に成立した大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の公害規制法の整備により、公害規制面は大幅に拡充、強化されました。しかしながら、強化された規制の水準とこれを実行に移すべき事業者の公害防止体制との間には、大きな開きがありました。このような実情に鑑み、1971年に「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定され、工場に公害防止組織の設置を義務づけ、事業者の公害防止体制の整備を図ることになりました。

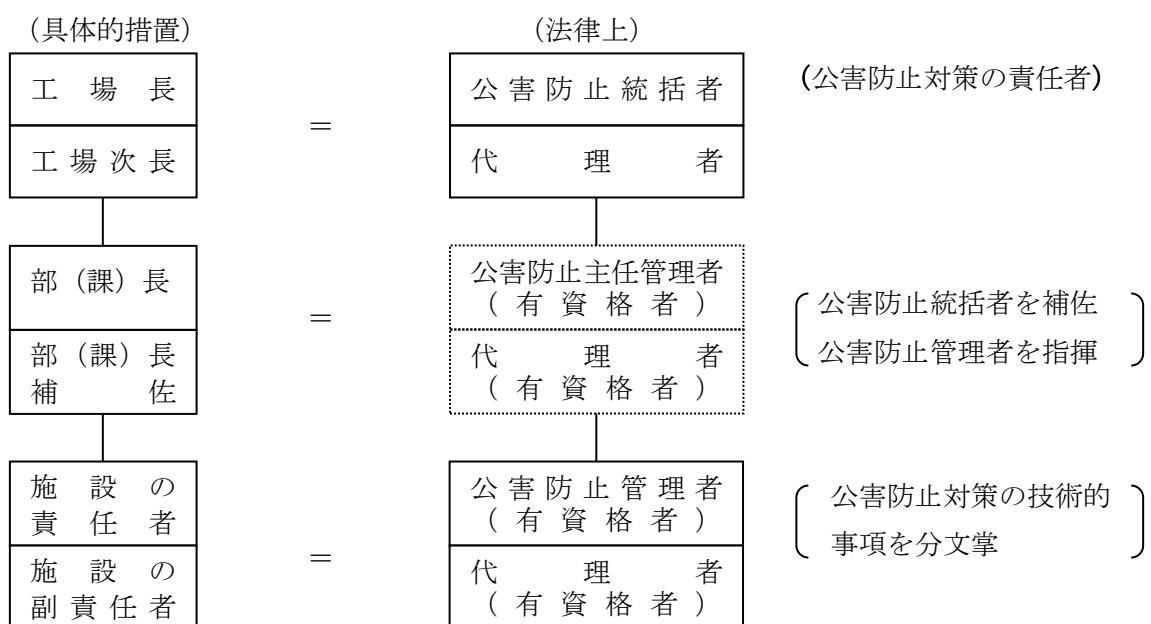
### ○特定工場（同法第2条）

製造業（物品加工業を含む。）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する工場で、次に示す工場を言います。

- ・水質汚濁防止法施行令別表第一（6ページ）第2号から第59号まで、第61号から第63号まで、第63号の3、第64号、第65号、第66号、第66号の2、第71号の5及び第71号の6に掲げる特定施設（第62号に掲げる施設で鉱山保安法に規定される鉱山に設置されるものを除く）を設置している工場のうち、
  - ① 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第一（省略）に掲げられる工場で、排出水を排出しているものまたは特定地下浸透水を浸透させているもの
  - ② 1日あたりの平均的な排出水量が1,000m<sup>3</sup>以上の工場

### ○組織の体系

特定工場において設置が義務づけられる組織の体系は次の図に示す、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者から成っています。



○公害防止管理者の種類

施設の区分	公害防止管理者の種類	資格者の種類
① 令第7条第2項第1号に掲げる施設（有害物質を排出する特定施設）で、排出水量が1日あたり 10,000m <sup>3</sup> 以上 の工場に設置されているもの	水質関係第1種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者
② 令第7条第2項第1号に掲げる施設（有害物質を排出する特定施設）で、排出水量が1日あたり 10,000m <sup>3</sup> 未満 の工場又は、特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されているもの	水質関係第2種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者または 水質関係第2種有資格者
③ 令第7条第2項第2号に掲げる施設（有害物質を排出する特定施設以外）で、排出水量が1日あたり 10,000m <sup>3</sup> 以上 の工場に設置されているもの	水質関係第3種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者または 水質関係第3種有資格者
④ 令第7条第2項第2号に掲げる施設（有害物質を排出する特定施設以外）で、排出水量が1日あたり 10,000m <sup>3</sup> 未満 の工場に設置されているもの	水質関係第4種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者、 水質関係第2種有資格者、 水質関係第3種有資格者または 水質関係第4種有資格者

○公害防止主任管理者

施設の区分	公害防止管理者の種類	資格者の種類
令第9条に掲げる、汚水等排出施設で排出水量が1日あたり 10,000m <sup>3</sup> /日以上、かつ排出ガス量が 40,000m <sup>3</sup> /h以上 のばい煙発生施設を設置する工場	公害防止主任管理者	公害防止主任管理者の有資格者、 または、水質関係第1種有資格者もしくは 水質関係第3種有資格者であり、かつ大気 関係第1種有資格者もしくは大気関係第 3種有資格者、もしくは政令で定める者

○公害防止管理者等の選任方法

公害防止統括者	<p>選任すべき事由が発生した日から 30 日以内に選任しなければならない。（ただし、常時使用する従業員の数が 20 人以下の特定工場のはぞく。）</p> <p>選任した日から 30 日以内に都道府県知事又は市町村長に届出する必要あり。</p>
公害防止管理者	<p>選任すべき事由が発生した日から 60 日以内に一定の有資格者から選任しなければならない。</p> <p>選任した日から 30 日以内に三重県知事又は市町長に届出する必要あり。</p>
公害防止主任管理者	

## 備考

- 1 届出の流れは、水質汚濁防止法による届出と同様です。（三重県知事への届出であっても、市町を経由する必要があります。）
- 2 公害防止管理者は、原則として 2 以上の工場について同一の公害防止管理者を選任してはならないこととされていますが、次の①から④の場合で主務大臣が定める基準を満たし、その職務を遂行するにあたって支障がないときは、兼務が認められます。
  - ①同一社ではあるが同一敷地内にない複数の工場において、同一人を選任する場合
  - ②親子会社等の関係にあるものが同一敷地内に設置する複数の工場において、同一人を選任する場合
  - ③事業協同組合等の組合員が共同で公害防止業務を行う場合に、同一人を選任する場合（現行において兼務を認めています。）
  - ④近隣の同業種の中小企業者が共同で公害防止業務を行う場合に、同一人を選任する場合
- ※主務大臣が定める基準：「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第五条第二号ただし書（第十条第二項において準用する場合を含む。）に基づく基準」（平成 17 年 3 月 7 日 財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号、最終改正 平成 18 年 4 月 28 日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 2 号）
- 3 公害防止主任管理者を選任すべき工場であっても、ばい煙の処理工程に選任される大気関係公害防止管理者と水質関係公害防止管理者を同一人が兼務している場合や、ばい煙の処理工程と汚水等の処理工程がそれぞれ互いに独立している場合は、公害防止主任管理者の選任が免除されます。

## ○公害防止担当者（条例第 103 条）

特定施設、汚水に係る指定施設を設置している工場（特定工場を除く。）等には、公害防止担当者を選任しなければなりません。なお、選任等の際の届出や担当者の資格は不要です。

## 9 小規模事業場・未規制事業場

### ○ 小規模事業場等排水処理対策指導要領. (抜粋)

#### 第1 目的

この要領は、伊勢湾水質総量規制に伴う「化学的酸素要求量に係る総量削減計画(昭和55年4月4日三重県公告)」を推進するため、小規模な汚濁発生源からの汚濁負荷量を削減指導するために必要な事項を定める。

#### 第2 小規模事業場排水処理対策

##### 1 指導対象事業場

汚濁負荷量の削減指導をする事業場等は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第3項に規定する特定事業場のうち、日平均排水量が50m<sup>3</sup>未満の事業場等。(以下「小規模特定事業場」という。)
- (2) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場以外の事業場等。(以下「未規制事業場」という。)

##### 2 排水処理指導基準値等

小規模特定事業場及び未規制事業場の排出水に係る指導基準値及び測定回数は別表のとおりとする。

なお、別表に掲げるもの以外の指導対象事業場についても、簡単な沈でん槽、ろ過槽、アミ等のフィルター等を設置し、固形物等を公共用水域へ排出しないように指導する。

#### 第3 生活排水対策 ..... 省略

#### 第4 畜産排水対策 ..... 省略

#### 附 則

この要領は昭和56年7月1日から施行する。

水質汚濁防止法第4条の2第1項に規定する指定地域以外の地域(伊勢湾水質総量規制の対象となっていない地域)にあっても、この要領に準じて指導等を行うこととする。

#### 別表(指導基準値及び測定回数)

指導対象事業場		排出水		備 考
区分	規 模	化学的酸素要求量(COD)に係る指導基準値	COD及び流量の測定回数	
小規模特定事業場	日平均排水量が20m <sup>3</sup> 以上のもの	160mg/l以下	年1回以上	COD及び流量の測定結果は3年間保存する
未規制事業場	日平均排水量が50m <sup>3</sup> 以上のもの			

## 10 土壤汚染対策

### (1) 土壤汚染対策法

#### ① 土壤汚染状況調査のきっかけ

○有害物質使用特定施設の使用の廃止時（法第3条）

水質汚濁防止法第2条第2項に規定する有害物質使用特定施設の使用を廃止したときは、工場または事業場の敷地であった土地の所有者、管理者または占有者（土地の所有者等という）は、その土地の汚染状況についての調査を実施しなければなりません。ただし、知事（四日市市については四日市市長、以下同じ）の確認を受けた場合には調査義務が一時的に免除されます。

（注）有害物質使用特定施設…水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設であって、特定有害物質をその施設において、製造し、使用し、又は処理するもの

○一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると知事が認めるとき（法第4条）

一定規模（3,000m<sup>2</sup>、ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている土地にあっては900m<sup>2</sup>）以上の土地の形質の変更をしようとする者は、形質変更の着手する日の30日前までに、知事に届出をする必要があります。

この場合、土地の所有者等の全員の同意を得て、指定調査機関に調査を行わせ、その結果を併せて提出することができます。

届出があった土地について、知事が土壤汚染のおそれがあるものとして環境省令に定める基準に該当すると認めるときは、土地の所有者等に土壤の調査の実施命令が発出されます。

○土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると知事が認めるとき（法第5条）

知事が健康被害のおそれがあると認めるときは、土地の所有者等に土壤汚染状況調査の実施命令が発出されます。

#### ② 区域の指定（第6条、第11条）

土壤汚染状況調査の結果、健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

要措置区域：汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、土壤汚染の摂取経路がある区域です。健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要です。

形質変更時要届出区域：汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、土壤汚染の摂取経路がない区域です。健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置は必要ではありません。

＜自主的な土壤汚染の調査等を基にした区域指定の申請＞

自主的に調査した土壤汚染の調査等を基にして、知事に区域の指定を任意に申請することができます。（法第14条）。

（申請の条件）

- ・公正かつ公定法により実施された調査結果であること。
- ・申請を行おうとする土地に複数の所有者等がいる場合は、その全員の合意を得ていること。
- ・土壤汚染が明らかである場合などにおいて調査を省略して区域の指定を申請することも可能。

#### ③ 汚染の除去等の措置（法第7条、第9条、第12条）

○健康被害のおそれのある要措置区域では、知事は土地の所有者等に対し、人の健康被害を防止するために必要な限度において、講すべき汚染の除去等の措置（指示措置）等を示して、汚染除

去等計画の作成及び提出を指示します。土地の所有者等は、汚染除去等計画に記載された実施措置が完了したときは、知事に措置の完了等の報告をしなければなりません。

また、要措置区域内では、土地の形質の変更は原則禁止されています。

○形質変更時要届出区域では、土壤汚染の摂取経路がなく健康被害の生ずるおそれがないため、汚染除去等の措置を求められることはあります。ただし、土地の形質の変更を行う場合は、知事にあらかじめ届出が必要になります。

#### ④ 汚染土壤の搬出等に関する規制（法第16条から法第28条）

- ・要措置区域又は形質変更時要届出区域（要措置区域等という）から汚染土壤を搬出する場合には、事前の届出義務があります。汚染土壤の運搬は、運搬基準の遵守と管理票の交付・保存義務があります。
- ・汚染土壤を要措置区域等外へ搬出する者は、原則として、その汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなければならないと定められています。
- ・汚染土壤処理業者とは、汚染土壤の処理を業として営む者を言い、営業にあたっては、知事の許可が必要です。

### （2）三重県生活環境の保全に関する条例

#### ○土地の形質変更時の調査等（条例第72条の2）

土地の所有者、管理者又は占有者（土地の所有者等という）は3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更を行おうとするときは、当該土地における過去の特定有害物質の製造、使用その他の取扱いを行っていた工場等の設置の状況等について調査を行い、結果を記録する必要があります（一部例外があります）。

また、調査の結果、特定有害物質の製造、使用その他の取扱いを行っていた工場等の設置があった場合は、当該土地の土壤及び地下水の汚染状況について調査を行い、結果を記録する必要があります。

#### ○有害物質使用特定施設における調査等（条例第72条の3）

有害物質使用特定施設を設置する工場等の土地の所有者等は、当該土地の土壤又は地下水の汚染状況について調査を行い、結果を記録する必要があります（一部例外があります）。

また、当該土地において、300m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更を行おうとするときにも、土壤の汚染状況について調査を行う必要があります。

#### ○土壤又は地下水の特定有害物質による汚染発見時の届出等（条例第72条の4）

土地の所有者等は、土壤又は地下水の汚染（別表第25～第27で定める基準を超える汚染）を発見したときは、速やかに当該汚染の拡散を防止するための応急措置を講じ、汚染の状況及び講じた措置の内容を知事に届け出なければなりません。

（ただし、水質汚濁防止法第14条の2第1項の届出があった場合を除く。）

特定有害物質による土壤又は地下水汚染発見時の届出の基準

(三重県生活環境の保全に関する条例施行規則 別表第25～27)

	特定有害物質名	別表第25 「土壤溶出量基準」	別表第26 「土壤含有量基準」	別表第27 「地下水基準」
1	カドミウム及びその化合物	(カドミウム) 0.003 mg/l	(カドミウム) 土壤1kgにつき 45mg	(カドミウム) 0.003 mg/l
2	六価クロム化合物	(六価クロム) 0.05 mg/l	(六価クロム) 土壤1kgにつき 250mg	(六価クロム) 0.05 mg/l
3	シマジン	0.003 mg/l	—	0.003 mg/l
4	シアノ化合物	検出されないこと	(遊離シアノ) 土壤1kgにつき 50 mg	検出されないこと
5	チオベンカルブ	0.02 mg/l	—	0.02 mg/l
6	四塩化炭素	0.002 mg/l	—	0.002 mg/l
7	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l	—	0.004 mg/l
8	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l	—	0.1 mg/l
9	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l	—	0.04 mg/l
10	1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/l	—	0.002 mg/l
11	ジクロロメタン	0.02 mg/l	—	0.02 mg/l
12	水銀及びその化合物	(水銀) 0.0005 mg/l (アルキル水銀) 検出されないこと	(水銀) 土壤1kgにつき 15mg	(水銀) 0.0005 mg/l (アルキル水銀) 検出されないこと
13	セレン及びその化合物	(セレン) 0.01 mg/l	(セレン) 土壤1kgにつき 150 mg	(セレン) 0.01 mg/l
14	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l	—	0.01 mg/l
15	チウラム	0.006 mg/l	—	0.006 mg/l
16	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l	—	1 mg/l
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l	—	0.006 mg/l
18	トリクロロエチレン	0.01 mg/l	—	0.01 mg/l
19	鉛及びその化合物	(鉛) 0.01 mg/l	(鉛) 土壤1kgにつき 150 mg	(鉛) 0.01 mg/l
20	ひ素及びその化合物	(ひ素) 0.01 mg/l	(ひ素) 土壤1kgにつき 150 mg	(ひ素) 0.01 mg/l
21	ふつ素及びその化合物	(ふつ素) 0.8 mg/l	(ふつ素) 土壤1kgにつき 4,000 mg	(ふつ素) 0.8 mg/l
22	ベンゼン	0.01 mg/l	—	0.01 mg/l
23	ほう素及びその化合物	(ほう素) 1 mg/l	(ほう素) 土壤1kgにつき 4,000 mg	(ほう素) 1 mg/l
24	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	—	検出されないこと
25	有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検出されないこと	—	検出されないこと
26	クロロエチレン	0.002 mg/l	—	0.002 mg/l

備考

- この表に掲げる基準は、環境大臣が定める土壤溶出量調査に係る測定方法(平成15年環境省告示第18号)、土壤含有量調査に係る測定方法(平成15年環境省告示第19号)、地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法(平成15年環境省告示第17号)により測定した場合における検出値によるものとします。
- この表中「検出されないこと」とは、前号に掲げる測定方法により土壤の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量下限を下回ることをいいます。

(参考)

## 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第 16 条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号)

### 1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	P C B	シクロロメタン	四塩化炭素	1,2-シクロロエタン	1,1-シクロロエチレン
基準値	0.003 mg／l 以下	検出されないこと。	0.01 mg／l 以下	0.02 mg／l 以下	0.01 mg／l 以下	0.0005 mg／l 以下	検出されないこと。	検出されないこと。	0.02 mg／l 以下	0.002 mg／l 以下	0.004 mg／l 以下	0.1 mg／l 以下

項目	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-シクロロブロロヘン	チウラム	シマジン	チオヘン	ベンゼン	セレン
基準値	0.04 mg／l 以下	1 mg／l 以下	0.006 mg／l 以下	0.01 mg／l 以下	0.01 mg／l 以下	0.002 mg／l 以下	0.006 mg／l 以下	0.003 mg／l 以下	0.02 mg／l 以下	0.01 mg／l 以下

項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふつ素	ほう素	1,4-シオキサン
基準値	10 mg／l 以下	0.8 mg／l 以下	1 mg／l 以下	0.05 mg／l 以下

### 備考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。
- 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

## 2 生活環境の保全に関する環境基準

### (1) 河 川 (湖沼を除く)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (p H)	生物化学的 酸素要求量 ( B O D )	浮遊物質量 ( S S )	溶存酸素量 ( D O )	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	20CFU/ 100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 及び B 以下の欄に 掲げるものの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	300CFU/ 100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるものの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	25mg/l 以下	5 mg/l 以上	1,000CFU/ 100ml 以下
C	水産 3 級 工業用 水 1 級 及び D 以下の欄に 掲げるものの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	50mg/l 以下	5 mg/l 以上	—
D	工業用 水 2 級 農業用 水 及び E の欄に 掲げるものの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	100mg/l 以下	2 mg/l 以上	—
E	工業用 水 3 級 環 境 保 全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/l 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の  $0.9 \times n$  番目 ( $n$  は日間平均値のデータ数) のデータ値 ( $0.9 \times n$  が整数でない場合は端数を切り上げた整 数番目の値をとる。)) とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上 とする(湖沼もこれに準ずる。)。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 4 水道 1 級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 100 CFU/100ml 以下とする。
- 5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 300 CFU/100ml 以下とする。
- 6 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 7 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
  - 〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
  - 〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
  - 〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
  - 〃 3 級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
  - 〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
  - 〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

## イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	0.001mg/l 以下	0.03mg/l 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.0006mg/l 以下	0.02mg/l 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.05mg/l 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.04mg/l 以下

## 備考

1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

## (2) 海域

## ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (C O D)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産 1 級 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるものの 欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/l 以下	7.5mg/l 以上	300CFU/ 100ml 以下	検出されないこと。
B	水産 2 級 工業用 水 及び C の 欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	検出されないこと。
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—	—

## 備考

1 アルカリ性法とは次のものをいう。試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v %) 1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2 mmol/L) 10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v %) 1ml とアジ化ナトリウム溶液 (4 w/v %) 1滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) ででんぶん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。 $COD (O_2 mg/L) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f Na_2 S_2 O_3 \times 1000 / 50$  (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値 (ml) (b) : 蒸留水について行った空試験値 (ml)  $f Na_2 S_2 O_3$  : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の力価

2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 300 CFU/100ml 以下とする。

3 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニーの数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

## イ

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 窒 素	全 り ん
I	自 然 環 境 保 全 及 び II 以 下 の 欄 に 揭 げ る も の (水 産 2 種 及 び 3 種 を 除 く。)	0.2 mg / l 以下	0.02 mg / l 以下
II	水 产 1 种 及 び III 以 下 の 欄 に 揭 げ る も の (水 産 2 種 及 び 3 種 を 除 く。)	0.3 mg / l 以下	0.03 mg / l 以下
III	水 产 2 种 及 び IV の 欄 に 揭 げ る も の (水 産 3 種 を 除 く。)	0.6 mg / l 以下	0.05 mg / l 以下
IV	水 产 3 种 工 業 用 水 生 物 生 息 環 境 保 全	1 mg / l 以下	0.09 mg / l 以下

備考

1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海域植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 产 1 种：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水 产 2 种：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水 产 3 种：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

## ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg / l 以下	0.001mg / l 以下	0.01mg / l 以下
生物特 A	生物 A の 水 域 の う ち 、 水 生 生 物 の 産 卵 場 (繁 殖 場 ) 又 は 幼 稚 仔 の 生 育 場 と し て 特 に 保 全 が 必 要 な 水 域	0.01mg / l 以下	0.0007mg / l 以下	0.006mg / l 以下

## エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる 場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg / l 以上	
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg / l 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 又は無生物域を解消する水域	2.0 mg / l 以上	

備考

1 基準値は、年間平均値とする。

2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

## 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第16条による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準

(平成9年3月13日環境庁告示第10号、最終改正令和3年10月7日環境省告示第63号)

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	P C B	シクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	1,2-シクロエタン
基準値	0.003 mg／l 以下	検出されないこと。	0.01 mg／l 以下	0.02 mg／l 以下	0.01 mg／l 以下	0.0005 mg／l 以下	検出されないこと。	検出されないこと。	0.02 mg／l 以下	0.002 mg／l 以下	0.002 mg／l 以下	0.004 mg／l 以下

項目	1,1-シクロエチレン	1,2-シクロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-シクロロブロボヘン	チウラム	シマシソン	チオヘン	ペンセソンカルフ
基準値	0.1 mg／l 以下	0.04 mg／l 以下	1 mg／l 以下	0.006 mg／l 以下	0.01 mg／l 以下	0.01 mg／l 以下	0.002 mg／l 以下	0.006 mg／l 以下	0.003 mg／l 以下	0.02 mg／l 以下	0.01 mg／l 以下

項目	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-シオキサン
基準値	0.01 mg／l 以下	10 mg／l 以下	0.8 mg／l 以下	1 mg／l 以下	0.05 mg／l 以下

## 要監視項目

環境基準健康項目に追加することが適当と判断された物質のほかに、人の健康の保護に関する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものについて、「要監視項目」として位置づけられています。

(平成5年3月8日付け環水管第21号環境庁水質保全局長通知、最終改正令和2年5月28日付け環境省水・大気環境局長通知)

### 公共用水域

項目	クロロホルム	トランスク -1,2-ジクロ ロエチレン	1,2-ジク ロブロパン	p-ジクロ ベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトチオン (M E P)	イソフロ チオラン	オキシン銅 (有機銅)	クロロタロニル (T P N)	ピビザミド	E P N
指針値	0.06 mg / 1 以下	0.04 mg / 1 以下	0.06 mg / 1 以下	0.2 mg / 1 以下	0.008 mg / 1 以下	0.005 mg / 1 以下	0.003 mg / 1 以下	0.04 mg / 1 以下	0.04 mg / 1 以下	0.05 mg / 1 以下	0.008 mg / 1 以下	0.006 mg / 1 以下

項目	ジクロルボス (DDVP)	フェノカルブ (BPMC)	イソベンゾン (I B P)	クロルトロフェン (C N P)	トルエン	キシレン	フタル酸 ジエチル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	塩化ビニ ルモノマー	エビクロロ ヒトリリン
指針値	0.008 mg / 1 以下	0.03 mg / 1 以下	0.008 mg / 1 以下	—	0.6 mg / 1 以下	0.4 mg / 1 以下	0.06 mg / 1 以下	—	0.07 mg / 1 以下	0.02 mg / 1 以下	0.002 mg / 1 以下	0.0004 mg / 1 以下

項目	全マンガン	ウラシ	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)
指針値	0.2 mg / 1 以下	0.002 mg / 1 以下	0.00005 mg / 1 以下 (暫定) ※ ※PFOS及びPFOAの合計値

### 地下水

項目	クロロホルム	1,2-ジク ロブロパン	p-ジクロ ベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトチオン (M E P)	イソフロ チオラン	オキシン銅 (有機銅)	クロロタロニル (T P N)	ピビザミド	E P N
指針値	0.06 mg / 1 以下	0.06 mg / 1 以下	0.2 mg / 1 以下	0.008 mg / 1 以下	0.005 mg / 1 以下	0.003 mg / 1 以下	0.04 mg / 1 以下	0.04 mg / 1 以下	0.05 mg / 1 以下	0.008 mg / 1 以下	0.006 mg / 1 以下

項目	ジクロルボス (DDVP)	フェノカルブ (BPMC)	イソベンゾン (I B P)	クロルトロフェン (C N P)	トルエン	キシレン	フタル酸 ジエチル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エビクロロ ヒトリリン
指針値	0.008 mg / 1 以下	0.03 mg / 1 以下	0.008 mg / 1 以下	—	0.6 mg / 1 以下	0.4 mg / 1 以下	0.06 mg / 1 以下	—	0.07 mg / 1 以下	0.02 mg / 1 以下	0.0004 mg / 1 以下

項目	全マンガン	ウラシ	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)
指針値	0.2 mg / 1 以下	0.002 mg / 1 以下	0.00005 mg / 1 以下 (暫定) ※ ※PFOS及びPFOAの合計値

また、有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものについて、同様に「要監視項目」として位置づけられています。

水域	類型	項目と指針値					
		クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-t-オクチルフェノール	アニリン	2, 4-ジクロロフェノール
河川 及び 湖沼	生物A	0.7 mg/L以下	0.05 mg/L以下	1 mg/L 以下	0.001 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.03 mg/L以下
	生物特A	0.006 mg/L以下	0.01 mg/L以下	1 mg/L以下	0.0007 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.003 mg/L以下
	生物B	3 mg/L以下	0.08 mg/L以下	1 mg/L以下	0.004 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.03 mg/L以下
	生物特B	3 mg/L以下	0.01 mg/L以下	1 mg/L以下	0.003 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下
海域	生物A	0.8 mg/L以下	2 mg/L以下	0.3 mg/L以下	0.0009 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.02 mg/L以下
	生物特A	0.8 mg/L以下	0.2 mg/L以下	0.03 mg/L以下	0.0004 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.01 mg/L以下

